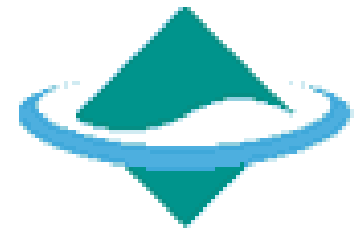


平成29年度

資料3-①

発注者支援業務に関する説明資料
「用地補償総合技術業務」について

環境省 福島環境再生事務所
除染対策第二課



資料構成

1. 業務概要
2. 業務内容
3. 各業務段階の達成目標
4. 成果品
5. 業務評価
6. その他注意事項
7. 入札参加条件

1. 業務概要

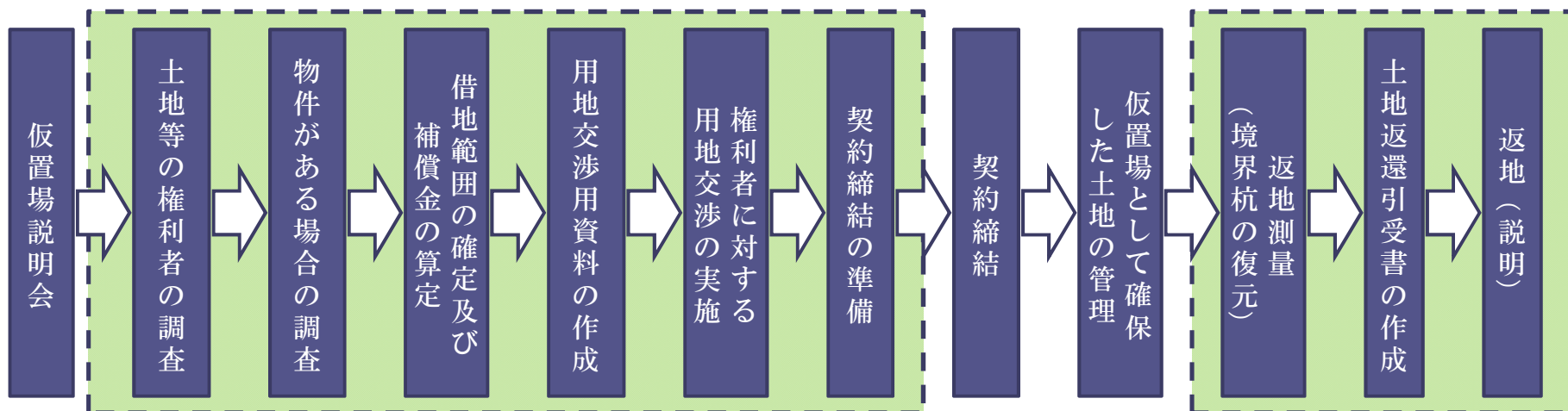
業務の目的・必要性

- 除染を実施するためには、仮置場の確保することが不可欠である。
- 本業務は、仮置場に必要土地の確保、確保した土地の借地期間の延長に伴う補償に関する用地交渉等及び仮置場の返地に伴う測量、説明等を行い、除染業務の円滑化を図るものである。

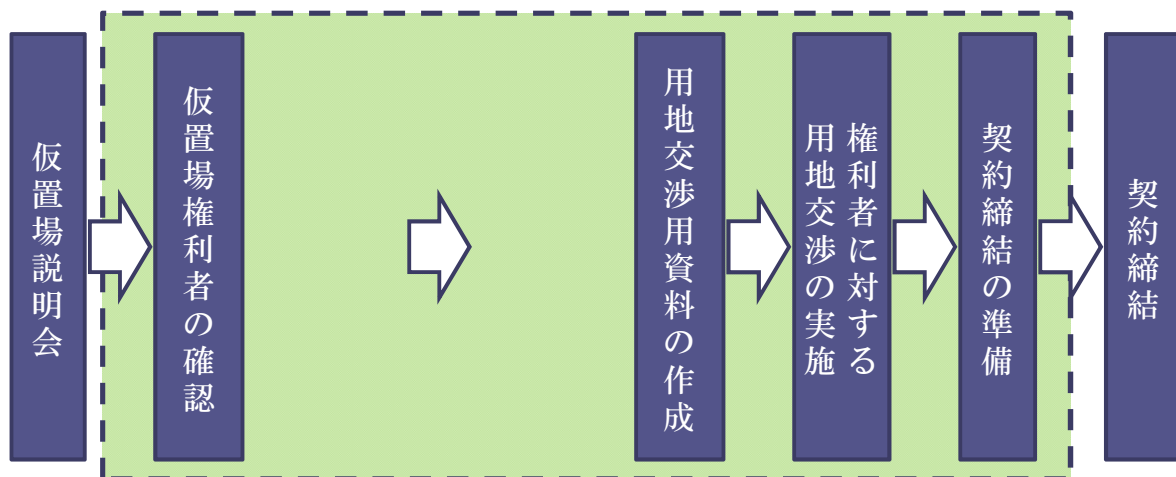
具体的な業務

仮置場確保から返地までの流れ

※用地補償総合技術業務の範囲



延長契約を行う場合



2. 業務内容

- 概況ヒアリング等
- 現地踏査等
- 関係権利者の特定
- 補償金明細表の作成
- 用地交渉方針の策定及び用地交渉用資料の作成
- 権利者に対する用地交渉
- 土地返還引受書及び返地説明資料の作成
- 返地に係る説明

- ・仮置場説明資料の説明及び確認
- ・補償契約書案の説明及び契約の承諾
- ・土地返還引受書の説明

用地交渉については、
交渉段階に応じた区分
化がなされている

- 用地交渉及び返地説明後の措置
- その他の業務（資料作成整理等）

3. 各業務段階の達成目標①

1. 概況ヒアリング及び現地踏査等

現地の現況、留意事項及びその他必要事項を十分に把握し、適正に履行する。

2. 関係権利者の特定及び補償額明細表の作成等

権利者の特定及び補償内容の確認を適正に行うとともに、補償金明細表の作成を適正に行う。

3. 用地交渉方針の策定及び用地交渉用資料の作成

現地の現況等を踏まえた交渉方針を策定するとともに、権利者毎に用地交渉用資料を作成し、職員との協議を適正に行う。

4. 権利者に対する用地交渉

権利者に面接し、仮置場説明資料、補償契約書案の説明及び契約の承諾を受けよう各段階毎に適正に用地交渉を行う。

3. 各業務段階の達成目標②

5. 用地交渉後の措置

用地交渉毎に用地交渉記録簿を適正に作成するとともに、権利者において説明への理解又は交渉が困難となる要因等が確認された場合には適正に職員へ報告し、指示を受ける。

6. 返地方針の策定及び説明資料の作成

現地の状況及び復元測量等の成果を踏まえた説明方針を策定するとともに、権利者毎に説明資料を作成し、職員との協議を適正に行う。

7. 権利者に対する返地内容の説明

権利者に面接し、返地説明資料の説明を行う。

8. 返地説明後の措置

返地説明毎に説明記録簿を適正に作成するとともに、権利者において説明への理解が困難となる要因等が確認された場合には適正に職員へ報告し、指示を受ける。

4. 成果物等

成果物

- ①補償金明細表
- ②用地補償総合技術業務協議書
- ③権利者から確認を得た確約書の写し
- ④権利者へ交付及び説明した説明資料の写し
- ⑤権利者の署名押印済みの補償契約書の写し
- ⑥用地交渉記録簿
- ⑦測量成果簿及び実測図
- ⑧権利者の署名・押印済の土地返還引受書の写し
- ⑨返地説明記録簿

その他受注者が行う事項

業務実施報告書

書面で提出

- ・実施した業務の内容
- ・その他必要事項

業務完了時に継続して処理すべき事項のある場合

業務完了時に書面で提出

- ・権利者との交渉等の経緯等
- ・権利者との交渉等状況等

5. 業務評価

業務の執行状況に係る評価項目

- ・ 専門技術力

- ① 目的と内容の理解
- ② 的確な履行
- ③ 業務目標の達成度

+

- ・ 取組姿勢

- ① 責任感、積極性、倫理観

- ・ 管理技術力

+

- ① 業務実施体制の的確性
- ② 打合せの理解度
- ③ 指揮系統の迅速性、確実性
- ④ 書類の記録整理の適格性

業務執行上の過失等に係る評価項目

- ・ 業務執行上の過失
- ・ 中立性、公平性に係る過失
- ・ 守秘性に係る過失

6. その他注意事項

業務実施場所等

業務履行に当たっては、業務履行場所など自己の責任において用意することとなる。

- 業務履行場所（庁舎の貸与はしない）
- 移動手段
- 物品、消耗品 など

7. 入札参加条件等

企業についての要件

- ・「補償コン登録規程」に基づく総合補償部門又は土地調査部門、土地評価部門及び補償関連部門の3部門全ての登録部門において登録

配置予定主任担当者についての要件

- ・公共用地交渉業務及びこれに関連する業務を総合的に行う業務に関し7年以上の実務経験を有する者であって、補償業務に関し5年以上の指導監督的実務経験を有する者
- ・補償業務全般に関する指導監督的実務の経験7年以上を含む20年以上の実務経験を有する者
- ・「補償コン登録規程」に基づく総合補償部門に係る補償業務管理者
- ・総合補償部門に登録された補償業務管理士
- ・土地調査部門、土地評価部門及び補償関連部門の3部門すべてにおいて登録された補償業務管理士

※補償業務管理士とは、（一社）日本補償コンサルタント協会の補償業務管理士研修及び検定試験実施規程第14条に基づく補償業務管理士登録台帳に登録されているものをいう。